

## 2023 年度「繊維製品品質管理士」登録更新試験についてのお知らせ

### 第 32 期（2013 年取得）、第 37 期（2018 年取得）の TES の皆様

繊維製品品質管理士（TES）取得後 5 年（ただし、初めての更新の場合は 4 年）を経過した方には、登録更新試験（論文試験）を受けていただくことになっております。

この登録更新試験には、下記の①～③の代替措置が設けられており、代替措置の適用を申請され、代替措置申請が認められた方は論文試験が免除されます。

- ① TES 会等のかつ度に積極的に参加した場合（8 回以上）※1
- ② TES 会等で講師を引き受けたことがある場合（2 回以上）
- ③ TES 会等で企画推進役（幹事等）の経験がある場合

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大により、TES 会各支部（東日本、中部、西日本、北陸、中国、九州）が当初予定いたしておりました勉強会や見学会などで中止やソーシャルディスタンス確保のための人数制限がありましたため、2023 年度 TES 資格登録更新試験における特例として、上記①の TES 会等の参加実績 8 回以上を、7 回に減免いたします。

詳細につきましては、該当者へ 3 月に送付いたしました案内をご確認ください。

### 第 2 期（1983 年取得）、第 7 期（1988 年取得）、第 12 期（1993 年取得）、 第 17 期（1998 年取得）、第 22 期（2003 年取得）、第 27 期（2008 年取得） の TES の皆様

繊維製品品質管理士（TES）資格取得から 5 年ごとに、TES 資格は登録更新の手続きが必要です。更新が 3 回以上の皆様は、登録更新試験（論文試験）が免除となります。資格更新の手続きに関する案内を 9 月にお送りいたしますので、案内をお受取りいただきましたらご対応をお願いいたします。